

教育委員会法の基本原則とその展開

——教育法制史研究(4)——

平 原 春 好

The Fundamental Principles and their Development
of the School Board Act in Modern Japan
——A Historical Study on Education Law System (4)——

Haruyoshi HIRAHARA

1 はじめに一本稿の目的

第4のテーマは、教育委員会法の基本原則とその展開の特徴を明らかにすることである。

教育委員会法は、1948年7月15日、法律第170号として公布された、戦後教育改革を特徴づける代表的な教育法律の一つである。この法律は公布後10年足らずで廃止されたが、同法により創設された教育委員会制度は、原理も名称も異なった別の法律（=地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の下で引き続き存続し、現在に至っている。

同法の改正沿革は末尾に一覧表として掲げた。20回ほどの改正の中で主要な改正は49年法律第77号、50年法律第168・238号であり、教育委員会の設置時期、会議録、職務権限、教育委員の服務等が改正の対象になっている。

この法律がどのような内容で、実施上の問題点は何かなどについて、かつては多くの人々が行政的、社会的、運動的にこれを論じたが、同法廃止以後は新法に関心が移り、研究も新法の実施に関する研究に変わり、旧法を対象とする研究はごく少数になった¹⁾。だが、このような状態をもって、旧法にもはや研究的価値がないとするのは速断であり、皮相的である。むしろ逆に、この当時の理念や原則の受取り方や実施状況の中に、戦後の地方分権の考え方の原点を発見できるのであり、これからも大いに研究の対象とすべきである。政府の手で再び地方分権化が推進され、教育委員会制度を含む地方教育行政制度の再改革が審議されている現在では、新しい問題意識に立って教育委員会法を見直し、その中から教訓を汲み取ることが必要である。本稿では、このような立場から、教育委員会法の基本原則とその展開について考えてみることにした。

2 教育委員会法の基本原則

2-1 提案理由における三原則

教育委員会法の基本原則は何であったか。同法案が国会に提案された時の提案理由説明（文部大臣森戸辰男）によれば、次のようにあった。

地方教育行政改革の根本方針は、教育基本法の宣言する「教育目的の達成」に向けて、「行政が民主主義一般の原理の下に立つ」ことであり、民主的な地方教育行政の在り方としては、①「権限の地方分権」であり、②「公正な民意に即する行政」であると同時に、③制度的にも機能的にも「教育の自主性を確保する」ものでなければならない、と述べた。

具体的には、①の地方分権は、教育委員会制度の創設であった。すなわち、都道府県、市、東京都の特別区、人口1万以上の町村及び特別教育区のそれぞれに、原則として教育委員会を設置し、その地域の教育に関する責任行政機関とし、「従来国が教育内容の細部にわたるまで規定し、かつこれを監督していた態度を改め…、実際上の具体的運営は、これら委員会の手に委ねることとした」。ここでいう「地方」は、都道府県や大都市だけでなく、原則としてすべての自治体を意味していた。

②公正で民意に即する行政システムとは、教育委員の公選制であった。「教育委員会の委員の選任方法は、一般公選と…して、地方住民の教育に対する意思を公正に反映せしめることによって、教育行政の民主化を徹底」することとした。委員を直接に選挙することに大きな意義を認めていた。

③教育の自主性の確保は、教育委員会を一般行政から独立した機関にすることであった。「教育委員会は、原則として、都道府県、または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しない」ものとし、「直接国民にのみ責任を負って行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することに…した」のであり、これは国民（住民）に直接に責任を負う行政の具体化でもあった。

ただ、「目下実施途上の六・三制の完成及び地方財政の実情に鑑み…町村及び特別教育区については、その実施をなお二箇年延期」とし、「本年は都道府県と市及び東京都の特別区の教育委員会のみ実施」、「第一回の選挙は、本年十月五日に行う」こととした²⁾。

2-2 衆議院修正と三原則

教育委員会法案は48年6月15日内閣から国会に提出され、16日衆議院文教委員会に付託され、19日から審議に入った。他方、参議院でも、日時が切迫していたため18日から文教委員会で事前審査に入り、両院併行で審議が進められた。法案の重大性にかんがみ、公聴会（衆議院）³⁾や証人喚問（参議院）⁴⁾を行い審議を重ねた結果、衆議院では内閣提出法案にかなり大きな修正を施し、7月5日本会議で可決した後ただちに参議院に回付した。同日夜半に開かれた参議院本会議では衆議院の修正通り可決し、第2回国会最終日の閉会直前によるやく国会を

通過したのであった。

この修正の細部にわたる紹介と検討は省略して、ここでは修正が先の三原則の変更にまで及んだかどうかを見てみよう。衆議院文教委員長松本淳造の衆議院議長宛報告書（7月5日付）では、「議案の修正議決理由」を次のように述べていた。

教育委員会法案は、「教育行政の在り方に根本的刷新を加え、新たに民主的な教育制度を樹立せんとするものであって、本法案の精神は、誠に妥当であると思われる所以であるが、現下のわが国の諸般の情勢、特に地方財政の実情、民主的民度の度合等から考えて、第一に、教育委員会設置の範囲並びに時期を、実情に即応するごとく弾力性を与えること。第二に、教育委員会に要する経費及びその所掌に係る経費につき、国庫より補助ができるようにすること。第三に、現職教員にも、教育委員の被選挙権を与えること。第四に、教育委員に給料にあらざる報酬を支給すること。第五に、人事の交流等を円滑ならしめるため、都道府県内の地方委員会と都道府県委員会が連合して協議会を設けることができるようすること。第六に、教育委員会が、その職務を行うにつき、教育長の助言と推薦によらなければならないことは、この制度の精神を没却することになるおそれがあるので、教育委員会は教育長に対して、助言と推薦を求めることができることにすること。等の必要を認め、本案は、これを別紙の通り修正議決した次第である。」⁵⁾

「本法案の精神は誠に妥当」と言っているように、この修正は法案の三つの基本原則を否定し改めたものではなく、原則を具体化する方法のレベルで現状を考慮して修正したものだと見るのが、一般的な受取り方であろう。だが、修正の中には、原則の確立を進めた部分と原則の変更に道を開くような部分とがあったことに注意しなければならない。参考までに、その6点について政府原案と衆議院修正との要点を摘記してみよう。

第一は、原案で48年10月に都道府県と全市に教育委員会を設置し、人口1万以上の町村と町村組合には50年10月に置くことになっていたのを、修正では、48年10月の設置は都道府県と五大市に止め、他の市町村及び学校組合は50年12月まで設置を延期する。但し、50年10月までに市町村側に置きたいという希望がある場合には、単独又は合同して適宜置くことができる、とした。この結果、地方分権の範囲と実施時期が原案よりもさらに局限され、地方分権を都道府県への分権（権限集中）と考えがちな制度的・精神的風土を実態化するきっかけとなった。

第二は、原案で教育委員会の経費は当該地方公共団体の負担となっていたのを、国庫がこれを補助することができると修正した。これはまさに地方財政の実情に立ったやむを得ない修正であったが、教育委員会制度の独立が砂上の楼閣であることを思い知らされた修正でもあった。

第三に、原案では現職教員と特殊な免許を必要とする教育職員の立候補を禁止していたが、修正では教職員の立候補を認めることとし、当選後その職をやめて教育委員に就任し得ることにした。これは、教員経験者とくに教職員組合勢力の流入を防ごうという趣旨を含んでつくれた。

れた原案に対する“ゆりもどし”であったが、レイマン・コントロールという原則の趣旨を曖昧にした一面があった。

第四に、原案では教育委員は実費弁償を受けるほか原則的には無報酬であったのを、定額の給料は支給しないが、実質的には地方議会の議員並の報酬を与えると修正した。これは、教育委員を重要なゆえに、他とは違ったかたちで地域の尊敬を得る名誉職的ポストとして設定した原案の考え方方が、我が国で受け入れられなかつたということであり、米国と日本との歴史的・精神的風土の違いが浮彫りになった。その結果、この職が地方政治の通常の一つの階段として利用され得る要件を具備することにもなつた。

第五に、原案では教職員の任免、給与、学校の所管等についてはそれぞれの教育委員会が独立している関係上、人事交流等の面で不便なので、都道府県と市町村等の教育委員会が協議会をもち得ることに修正した。小さな自治体内部での排他的な人事交流は教育界に停滞を生むことなどを考えると、妥当な修正であるが、都道府県レベルで人事権を掌握してきた過去の実績とその心理的影響を関係者が払拭できない場合には、地方分権が都道府県支配に変る危険性をもつていた。

第六は、教育長の権限（プロフェッショナル・リーダーシップ）強化をチェックし、教育委員による素人支配（レイマン・コントロール）を実現しようとする、合議制機関としての教育委員会の地位を確立するためには必要な修正であった。しかし、これも我が国の実情の中では関係者の意識改革と努力なくしては容易に実現され得るものではなかつた。

3 教育委員会制度についての各界の評価—市町村教委全面設置以前—

3-1 文部省『日本における教育改革の進展』（1950年）

さて、上記修正により、教育委員会は48年10月からスタートしたが、この制度はどのように迎え入れられ、基本原則はどのように取り扱われたのだろうか。

まず、文部省はどうであったか。第1次米国教育使節団の提言の実施状況を報告するために第2次米国教育使節団に提出した『日本における教育改革の進展』の中では、次のように述べた。

まず、教育行政の改革原理としては、「教育行政の民主化」「教育行政の地方分権化」「教育の自主制確保」の三原則を掲げ、「地方教育行政は、教育委員会の成立によって根本的変革をみるに至つた」と述べ、教育委員会制度の創設を戦後重要改革の一つに挙げた。

そして、「教育委員会法は、従来の不備欠陥を是正するため一九五〇年に相当大幅の修正が加えられたのであるが、…教育委員会制度は、わが国にとって全く新しい制度であるため、理解の不足や不慣れがあるので、その運営にはなお不満足の点も多いのであるが、国民の意志を背景に、教育委員、教育長等の当事者の熱意と努力によってその所期の目的実現にまい進している。とくに教育委員会制度によって国民の教育に対する关心の度が深まり、教育の民主化が

著しく促進されている。また CIE や地方民事部の助言・援助、四回にわたる IFEL（教育長等講習会）米人講師の指導なども非常に有益な結果をもたらしている」と、教育委員会制度が国民に支持され、教育の民主化に大きな成果を上げていると述べた。

「しかし、教育委員会の前途には法律制度および実際運営上、幾多の困難が横たわっているので、その克服に最善の努力を払わなければならない」と、実際には多くの問題点があることにも言及し、「当面する諸問題」として次の 6 点を掲げ、文部省としての改正意見も述べた⁶⁾。

① 教育委員会の選挙について 「教育委員を住民の直接公選によって選出していることについては、教育民主化の徹底した制度としてその趣旨には反対すべきものはないであろう…が、日本の社会の現状は、結果的には直接公選制をねらう公正な民意の反映、市民委員の進出をゆがめているきらいがある」として、(ア) 選挙の棄権率が相当高く、ためにする野心家に利用されやすいこと、(イ) 教職員組合が教育委員に代表者を送り教育委員会をコントロールしようとする傾向がみられること、(ウ) 単一選挙区制のため選挙費用がかさみ、金のある野心家か組織的力盤がある者でなければ当選できない現状にあり、特に非政党選挙を要請されているためかえって教職員組合の独壇場の感があることを指摘し、国民（選挙人）の意識の低さと教職員組合の組織的介入に批判的な立場を表明した。

② 教育委員会の運営について 「教育委員と教育長との関係は、日時の経過に従い、円滑になってきてはいるが、教員出身委員の多い所では、委員が行政事務の細部に干渉し、特に人事に興味をもつて、しきりと市民の委員と専門的教育行政官の有機的結合という妙味が出ない所がある。…」と、ここでも、明示的ではないが組合が教育委員会制度の在り方—レイン・コントロールとプロフェッショナル・リーダーシップとの調和—の具体化を妨げているケースがあることを指摘している。

③ 地方公共団体の議会、知事および市町村長との関係について 我が国の長年の伝統と地方自治法の規定とにより、「新設の教育委員会は、多くの点で議会、知事および市町村長による法制的ならびに政治的干渉を受けざるをえない立場に立たされている」と現状を批判的に述べ、教育予算、学校の設置・廃止、学校建設などにおける議会、知事、市町村長などの干渉の例を挙げ、議会、知事、市町村長などの干渉からの自由の必要性を暗示する。

④ 教育財政について 「教育予算の最後決定権は教育委員会に与えられていない。さらに教育費の一定額の確保も、一定水準の保障もされていない…。…加えて義務教育費の国庫負担制度が廃止されて、これにかわる教育費保障の制度がない現在、教育委員会は非常に困難な立場に立っている」ことなどを強調し、「標準教育費の確保ないしは国民的規模による一定率の保障、ならびに教育委員会の財政権確立こそは教育委員会制度に一大支柱を与えるものであり、その実現はさし迫った重要事である」と、教育財政権の確立の緊急必要性を訴えている。

⑤ 教育委員会所管事務について 「教育委員会は、高等学校以下の学校・社会教育・文化・学術を所管事項としているが、公立大学と私立大学は都道府県知事の所管とされている。これ

について学校はすべて教育委員会の所管とすることが適当であるとする意見がある」と、所管の一元化の意見も紹介されている。しかし、私立学校に関して「教育委員会所管に移しても私学の自由を拘束することではなく、事務的には、教育委員会に移す方がはるかに簡素化されるものと思われる」というくだりでは、それが単なる意見の紹介ではなかったことを思わせる。

⑥ 地方教育委員会の設置単位について「最後に大きな問題は一九五二年（昭和二七年）までに全市町村に設置されるべき地方教育委員会の設置単位とその権限の問題」だという。しかし、現状では「町村の委員会は教育長も大部分は学校長の兼務であり、指導主事もおけず、事務上にも、指導上にも、その能力はきわめて低い。また、教員の需給についても、当該町村内のみではまかなえず、広く他の町村の学校の教員と交流することによって質の向上や欠員を補っている現状である。したがって、よほど特別の事情のない限り町村単独に、教育委員会を設けることは不適当であり、広域単位が求められなければならない。…したがって何よりもまず、教育財源の確保ないし、教育費の保障が明確に法律化されなければ、地方教育委員会の設置は、実質的にきわめて困難となるであろう」と、地教委一斉設置に消極的な態度を明示した。

以上の記述の中には、法律の趣旨や規定の実現を妨げている問題点を指摘しその改善を求める部分と、法律の規定自体を改めるべきだと提言している部分が見られる。このような状態は、教育委員会制度が我が国に定着するのには何回も調整が必要だという証拠として見ることができるが、反面では、我が国の地方制度の伝統や国民の教育参加の乏しさなどにより、教育委員会制度の理念そのものが開花し難かった証拠としてこれを見ることもできる。何故なら、その後の教育委員会制度は、初期理念の延長線上にあるとは必ずしも言えないからである。

3-2 『第2次米国教育使節団報告書』(1950年)

他方、『第2次米国教育使節団報告書』はどのような見解を示したであろうか。

結論的に言えば、日本側が掲げた問題の中の二つの問題をとりあげ、一つは、教育委員選挙をあくまで政治選挙や利益代表選挙でなく、一般人の良識を反映する選挙としなければならないと説き、もう一つは、教育委員会の財政的独立を勧告し、教育は公的資金のうちで最も優先的に取り扱われるべきことを説いた。だが、これらの指摘が我が国の現実の壁に阻まれ、かえって勧告と逆の方向をたどったことは、すでに周知のところである。同『報告書』から関係部分を抄出すると、次のようである。

「教育委員会の委員は、通常その地域社会で尊敬されている有力な男女である。これらの人々は、市民の自由な選択により、政党派にとらわれない投票で選ばれなければならない。彼等は私益を追求する人であったり、下心のある人であったり、利己的な利益集団の代表者であってはならない。教育委員の選挙に関しては、高い水準の社会的伝統をつくり上げる必要がある。教育委員会は教育計画に継続性と安定性を与えるものである。教育委員会は全般的な教

育方針を定める責任があるのであって、学校行政のための特別な、専門的な資格を有することは期待されていない。委員会は、専門的な知識と技能をもつ専門的指導者にその方針の遂行を委ねる必要がある。教育委員会は、地域社会を理解していれば地域社会の要求や反応を専門的職員に説明することができ、同時にまた、教育制度を理解していれば一般公衆と地域社会に対して、教育の実際を説明し得る立場にある。」（「1 初等・中等教育行政」の「教育委員会の責任」の項）

「教育委員会は教育計画に対して責任を負っている。それゆえに、財政上の独立が必要である。日本の現状では、都道府県議会や市町村議会が教育委員会の要求する予算を削減する権限をもつ。このような権限が行使されると、教育委員会の活動は縮小や削減を余儀なくされることになる。かくして、資金の不足、サービス低下—6・3・3制への公衆の信頼の欠如—より多くの資金を獲得する努力に好ましからざる反対行動—という悪循環が起る。

われわれは、教育委員会が財政的に独立すること一すなわち、市町村議会や都道府県議会の承認を得ることなしに、教育委員会が予算に全責任を負い、その予算を実施するのに必要な課税額を設定する責任を負うことを勧告する。教育の財政的援助のための平衡交付金は、客観的基準によって算定され、教育計画を支えるための総収入の一部となるべきである。教育は公的資金の中で最初に主張される権利であるべきである。教育を常に高く評価してきた日本人は、このようにして、民主主義に必要な教育を供給することができるであろう。」（同上の「財政上の独立」の項）⁷⁾

3-3 地方行政調査委員会議の「勧告」（1950年・51年）

次に、政府関係審議会の見解を見てみよう。

まず、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、市町村、都道府県および国相互間の事務配分の調整等に関する計画を立案し、その結果を内閣および国会に勧告するため、49年に総理府に設置された地方行政調査委員会議は、「行政事務再配分に関する第1次勧告」（50年12月22日）の中で、教育委員会制度について次のような意見をまとめた。

「市町村教育委員会は、市は必置とし町村は任意とするが、相当規模の組合を設けるなどの方法により設置することが望ましい。教育委員会を設置しない町村については、教職員の任免その他の人事、教科内容およびその取扱、教科書の採択などに関する事務は、府県教育委員会がこれを行うこととする。この場合は、町村に人事の内申権を認めるなどの措置を講じて、関係町村の意見を府県教育委員会に反映する方途を講ずるものとする。」

ここでは都道府県と市の教育委員会を必置とする。町村教委を任意設置とした理由は、「町村は規模、財政能力及び人事組織等の点において千差万別」だからであったが、町村も組合を設けるなどして設置することが望ましいとしていたことは、後の場合とは異なっていた。

「行政事務再配分に関する第2次勧告」（51年9月22日）では、「大都市」の「教育委員会の委員は、市長が議会の同意を得て選任する」、「市」の「公営企業、…委員会、…等について

は、大都市の例による」、「町村」の「委員会…等については、市の例による」、「府県」の「教育委員会の委員は、知事が議会の同意を得て選任する」と、いずれの場合も教育委員は首長の任命制に改めることを提案した。その理由は、任命制で「必ずしも現状よりも非民主的になることなく、かえって適任者を得ることができ」、また「このような選任が教育を不当な支配に委ねる結果を招来するとも考えられないのみならず、二年毎の選挙が地方財政に与える負担をも除去する」からというものであったが、基本原則をゆるがす問題提起であった⁸⁾。

3-4 教育委員会制度協議会の「答申」(1951年)

教育委員会制度についてさまざまな意見が出される中で、この制度を調査審議し、必要事項を文部大臣に建議することを目的として、教育委員会制度協議会が50年に設置された。ことがらにより意見が対立し、協議は難航し、「答申」(51年10月31日)では委員の公選か任命かについては意見の一致を見なかったが、他は次のような「結論」にまとまった。大ざっぱに言えば、設置単位は都道府県と五大市までに限定し、教育委員会の規模は小規模化も可能にし、財政的独立は否定するなど、基本原則は初期理念から大幅な後退が見られた。

- ① 設置単位に関する事項：「都道府県と五大市には教育委員会の設置を義務づける。」「五大市以外の市および町村…は任意とする」など。
- ② 事務配分に関する事項：「けっきょく、…おおむね現行法のたてまえをはなはだしく変えないこと」にした。一細目は省略—
- ③ 職務権限に関する事項：「高等学校以下の私立学校、宗教法人、教育関係の指定統計等に関する事務は、都道府県教育委員会の行うべき事務とする。」「その他の職務権限は現行どおりとする。」
- ④ 組織に関する事項：「都道府県と五大市の教育委員会の委員の数は、五名または七名、他の教育委員会の委員の数は、三名または五名とし、教育委員を置く地方公共団体に選択させる。」
- ⑤ 教育委員の選任方法に関する事項：「公選論に賛成する者、任命論に賛成する者、ほぼ相半ばし、その他の論は少数となり、…よって本議会としては、特定の意見を提出することを断念し、審議の経過をそのまま述べ、これをもって、答申とすることに決定した。」
- ⑥ 教育財政に関する事項：「教育財政を一般財政からまったく分離独立させるという制度は、現在の段階においては採りえない。」「義務教育費について、全額（または半額）の国庫負担制をとることは、じゅうぶんに考慮を要する。」など⁹⁾。

3-5 政令改正諮問委員会の「答申」(1951年)

講和条約締結を前にして占領政策実施のためのポツダム政令を再検討することを許された政府が、我が国の国力と国情に適合した合理的な行政制度の確立を図り、自主自立体制の整備に資することを目的として、51年閣議決定にもとづき設置した非公式の諮問機関「政令改正諮

問のための委員会」（通称：政令改正諮問委員会または政令諮詢委員会）の「答申」（51年11月16日）も、①「都道府県に教育委員会を設置し、…人口十五万程度以上の市には別に教育委員会を設置」する、②「教育委員会の委員の定数は三名とし、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを任命する」ことなどをまとめた¹⁰⁾。

この場合は、教育委員会を、都道府県のほかに人口15万程度以上の市にも別の教育委員会を設置するとしている点と、任命制委員の定数を3名に縮小している点が、上掲のものと異なる。

4 教育委員会制度についての各界の評価—市町村教委全面設置後—

4-1 教育委員会制度改革意見

以上のような意見のほかにも、種々の団体から各様の意見が出され、教育委員会の設置単位、職務権限、委員の選任方法などについて再検討を求める声が強かった。それらについて結論を得ないままに市町村教育委員会義務設置の最終期限である52年を迎えたので、政府は設置期限をさらに1年延期するための法律案（「教育委員会法の一部を改正する法律案」と「教育委員会の委員の任期等の臨時特例に関する法律案」）を第13回国会に提出した。参議院本会議は無修正で通過したが、衆議院では最終的には審議未了となった。第14回国会に再度提出されたが、開会間もなくの突然の解散で、52年8月28日、政府の意に反して市町村教委の全面設置が確定した。

全面設置確定後も、全国市長会、全国町村会、日教組など各種の団体から市町村教委返上論が唱えられ、また設置延期も改めて提起された。しかし、市町村教委設置に対する文部省の円滑協力推進体制が組まれるにつれて、各団体も次第に設置止むなしの方向に傾き、第3回目の教育委員選挙を経て、52年11月1日から全国津々浦々に教育委員会が設置され、そこで教育行政が行われた。

しかし、それでも問題が氷解したわけではなく、既成事実とされることもなかった。制度の再検討を求める意見の概要は、一覧表に掲げるごとくであるが、教育委員会は都道府県と五大市に必置とし、委員の選任は任命制とする意見が強く見られた。

教育委員会制度に対する各界正式機関の見解

機 関	改 廃	性 格	組織・委員	事 務	その他の
地方制度調査委員会	○市町村教委廃止		○府県教委5人 ○地方団体の長 が議会の同意 を得て任命	○義務教育施設 事務は市町村 ○義務教育職員 は府県五大市	○予算原案 送付制度 は廃止

機 関	改 廃	性 格	組織・委員	事 務	その他
			○構成が特定の職歴、政党所属に偏しない	○職員の給与、定数は法律で定める	
文部省	○すべての市町村で維持 ○小規模町村は制度の簡易化、または共同設置	○現行法通り	○公選立候補制限 間接選挙などを考慮	○義務教育学校 職員は市町村公務員、その事務は市町村教委で	○予算原案 送付制度 は現行法通り
中央教育審議会	○現行法通り 但し、町村では、 △設置義務緩和 △地方自治体の任意選択 △不設置の町村には諮問機関を	○現行法通り	○現行法通り公選、但し、 △府県の大地域は選挙区設定 △教職員の立候補は離職一定期間を経過して		
全国都道府県議会議員会	○都道府県五大市には設置 ○ほかの市町村は廃止又は任意設置		○知事が議会の同意を経て選任		
全国知事会	○都道府県は設置 ○他は廃止	○審議機関			
全国教育委員会協議会	○現行法通り				
五大市教委	○市町村教委も現行法通り	○現行法通り		○五大市教委と府県教委とで事務の再配分を行い三重行政の弊を除く	

機 関	改 廃	性 格	組織・委員	事 務	その他の
				○教職員の給与定数の標準化が現行定数を下回らない	
全国市長会	○地方教育委員会制度廃止			○教職員の身分は地方自治体の公務員	
全国町村議會議長会	○廃止に賛成				
全国町村長会	○地教委廃止			○義務教育運営管理は市町村 ○同学校職員給与は府県負担 ○人事は市町村長府県知事が協議	
日教組	○都道府県、五大市は義務設置 ○市町村は任意設置	○現行法通り	○学校の設置、管理は市町村 ○人事、保健、教科内容は都道府県教委		

[出典] 宮原誠一ほか編『資料日本現代教育史 2』三省堂, 1974年, 142頁。
但し、表中一部表現を改めたところがある。

4-2 教育委員会制度についての世論調査

しかし、救いは世論にあった。一斉設置から約半年経った時点で、国立世論調査所が実施した全国世論調査によると、教育委員会が設置されたことを知らない者もいたが、市（区）町村に教育委員会が設置されたことにより今までと違ったことが行われるようになり（36%, 「違わない」10%），今後も変化が期待されるだろうと感じている人は少なくない（32%, 「変らない」17%）。また、学校の世話などは都道府県の教育委員会よりも身近な市町村の教育委員会がした方がよいと思う人が格段に多かった（62%, 「都道府県」16%）¹¹⁾。

このような状況は、市町村の教育委員会が地域の教育行政機関としての役割を果たし、地域の人々に大いに期待されるようになりつつあることを示していたと言うことができ、その後日教組が市町村教委擁護に立場を変える大きな要因にもなった。

註

- 1) 代表的な研究業績としては、鈴木英一『教育行政』戦後日本の教育改革3、東京大学出版会、1970年、同「教育委員会制度の成立」海後宗臣編『教育改革』同前1、同会、75年、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・鈴木英一編『戦後日本の教育行政改革』教育行政研究第3号、81年8月、などがある。
- 2) 『第二回国会衆議院文教委員会議録第十二号』6頁、1948年6月19日。
- 3) 『第二回国会衆議院文教委員会公聴会議録第一号』1頁、1948年6月29日。
出席した公述人は、学識経験者として東大教授海後宗臣、地方団体代表として東京都副知事山田文雄、横須賀市長太田三郎、埼玉県大里郡小原村村長小林倭子、千葉県山武郡公平村村長斎藤喜一、教員側としては岩手県小学校教員木村正、群馬県新制中学校高橋梅子、神奈川県新制高等学校教員湯川精吾、PTA代表として日本PTA結成準備委員会副委員長長瀬鉄男、学生側として東大法學部学生・全国官公私立大学高専自治会連盟井手正敏、都立第五高校生徒絹村和夫。
- 4) 『第二回国会衆議院文教委員会議録第五号』1頁、1948年6月25日。
出席した証人は、横浜市教育長彦由亀一、長崎市伊良林小学校教員江口泰助、教育刷新委員会委員矢野貫城、千代田区長村瀬清、東京都教育局長宇佐美毅、船橋市教育長芦田耕平。
- 5) 『第二回国会衆議院文教委員会議録第二十六号』10頁、1948年7月5日。
- 6) 『日本における教育改革の進展』1950年8月。
- 7) Report of the SECOND UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN—Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, September 22, 1950.平原春好訳。
- 8) 地方行政調査委員会議編『地方行政調査会議資料』52年。星野光男監修・高瀬嘉一郎編『大都市制度史(資料編) I～III』指定都市事務局・同史刊行会、76年。
- 9) 文部省調査普及局『教育委員会制度協議会要録』52年。
- 10) 文部省調査普及局『教育刷新審議会要覧』52年。
- 11) この調査は、1953年6月20日～7月12日、全国58市町村の地域(ランダム)で実施された。調査対象者は、満26歳以上60歳未満の男女で、同一世帯内に学齢児童生徒がいる者2500人。回収率91%。宮原誠一ほか編『資料日本現代教育史2』三省堂、1974年。

＜別表＞教育委員会法の改正沿革

公布年月日	法律番号	根拠法律	主な改正点
1949. 1.12	1	教育公務員特例法	第95条(教育公務員身分取扱等は政令で定める) 削除
5.19	77	教育委員会法一部改正	①市(区)町村教委設置最終期限を1950年11月1日→52年11月1日(70条) ②用紙割当制廃止まで教科用図書検定は文部大臣が行う(86条)
5.31	148	教育職員免許法施行法	①教育職員免許法字句訂正(41・67条) ②都道府県教委事務に教育職員免許状関係事務を追加(50条)
1950. 4.15	101	公職選挙法施行整理法	教育委員選挙に公職選挙法を適用(9条ほか)
5.10	168	教育委員会法一部改正	①国会又は議会の同意を就任の要件とする公務員の委員兼職の禁止(10条) ②委員の職務上の秘密漏洩の禁止(32条) ③会議録への記載(39条の2) ④教委事務に教育財産の取得・管理・処分を追加(49条) ⑤都道府県教委固有の事務の確定(50条)

公布年月日	法律番号	根 拠 法 律	主 な 改 正 点
			⑥教育長に対する事務の委任、臨時代理の明確化 (第 52 条の 2・3) ⑦教委既定予算の追加更正に対する制限 (58 条の 2) ⑧委員会必置期限：5 大市以外の市は 50 年 11 月 1 日又は 52 年 11 月 1 日、町村 52 年 11 月 1 日 (70 条) 引続く事務職員の恩給準用 (附則 84 条)
5.16	184	恩給法等一部改正	都道府県教委事務に文化財保護関係事務を追加 (50 条)
5.30	214	文化財保護法	
8. 5	238	教育委員選挙期日特例法	教育委員会成立日を 50 年 11 月 1 日 → 50 年 11 月 1 日 (70 条)
1951. 4. 3	126	宗教法人法	都道府県教委事務に宗教法人関係事務を追加 (50 条)
6. 7	203	地方公務員法施行整理法	①事務職員、技術職員に「その他の職員」を追加 (45 条) ②教育長等の給与 (68 条)
1952. 4. 15	92	統計法・教育委員会法一部改正	教育委員会が処理する国家事務の指揮監督 (55 条の 2)
6.21	207	ユネスコ活動に関する法律	教委事務にユネスコ関係事務を追加 (49 条)
1953. 8. 5	167	学校教育法一部改正	教委事務から教科用図書検定事務を削除 (49 条)
8.15	212	地方自治法一部改正	市町村助役の教育長兼任可能 (78 条)
1954. 6. 3	159	教育職員免許法改正施行整理法	教育長、校長等免許状要件などの削除 (41 条ほか)
6.10	170	公職選挙法一部改正	補充委員の廃止 (8 条)
6.22	193	地方自治法一部改正	教育長資格の字句訂正 (78 条)
1955. 8. 5	125	産前産後休暇法	臨時任用職員の定数条例規定からの除外 (66 条)

(平原春好作成)

[備考] 法律名は、適宜これを省略し、例えば、「教育委員会法の一部を改正する法律」は「教委員会法一部改正」、「昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律」は「教育委員選挙期日特例法」、「地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律」は「地方公務員法施行整理法」、「教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律」は「教育職員免許法改正施行整理法」、「女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」は「産前産後休暇法」などとした。

(本学教授)